

令和 8 年 9 月 1 日

平塚市長 落合 克宏

放置禁止区域内等に放置されていた自転車等を保管したので、「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第 13 条第 4 項に基づき、次のとおり告示する。

記

- 1 移動理由 「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第 9 条第 3 項に規定する放置禁止区域内に放置されていたため。又は同条例第 12 条第 4 項に該当するため。
- 2 移動年月日 令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日
- 3 保管自転車等台数 自転車 49 台  
原動機付自転車 1 台
- 4 保管場所 平塚市纏自転車等保管場（平塚市纏 1－40－21）
- 5 保管期間 告示の日から 2 か月間
- 6 受取方法
  - （1）開場時間 月曜日～土曜日（祝日を含む）、午後 1 時～午後 5 時  
※年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く
  - （2）受取場所 保管場所と同じ
  - （3）受取に必要なもの  
自転車等の鍵  
本人確認書類  
（運転免許証・学生証・個人番号カード等）  
自転車等保管料（自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円）
- 7 受取のない場合の措置  
保管期間経過後は「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき処分する。
- 8 保管場の連絡先 0463－34－3133

まちづくり政策部交通政策課

電話 0463－21－9840（直通）

以上